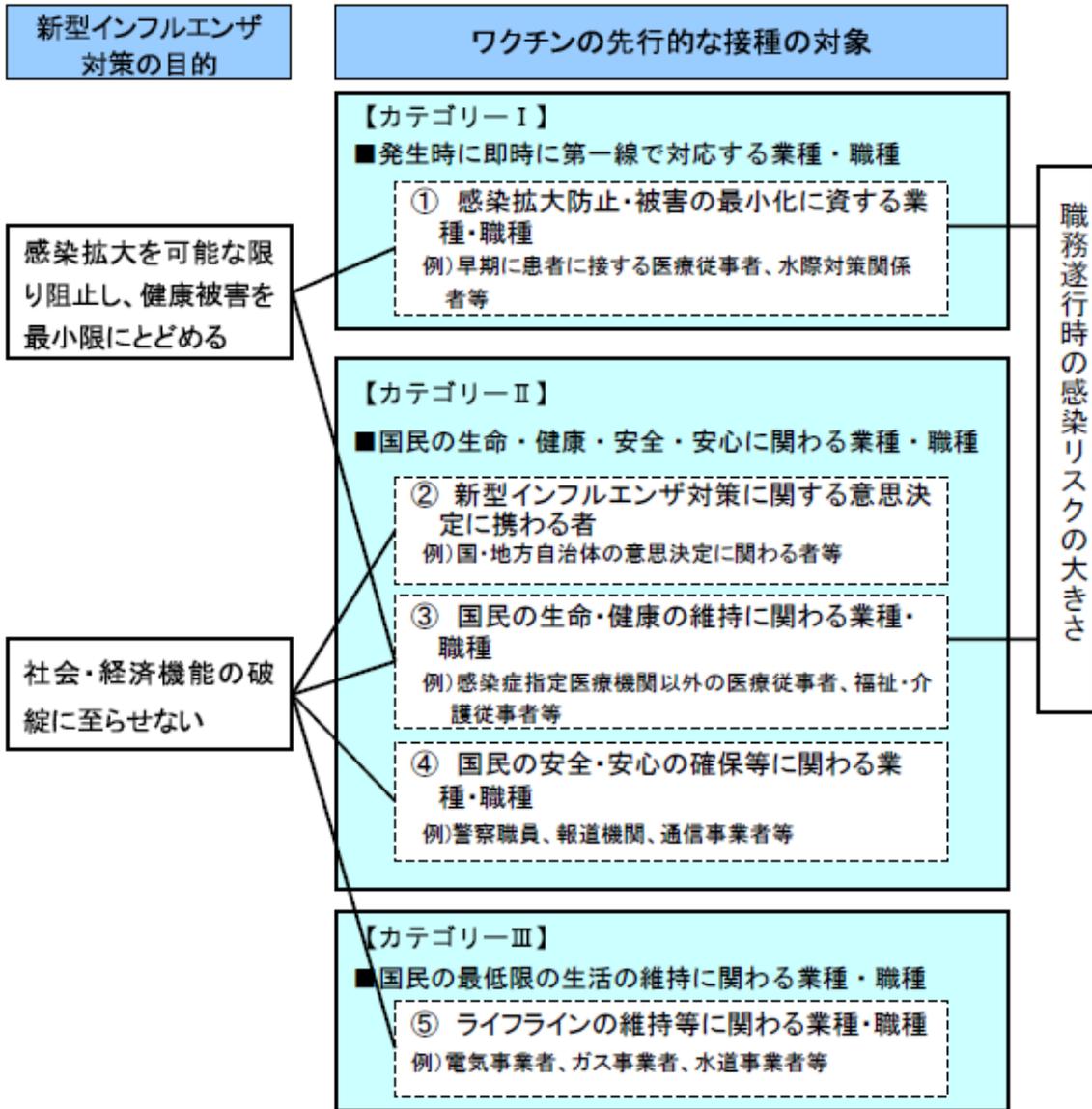


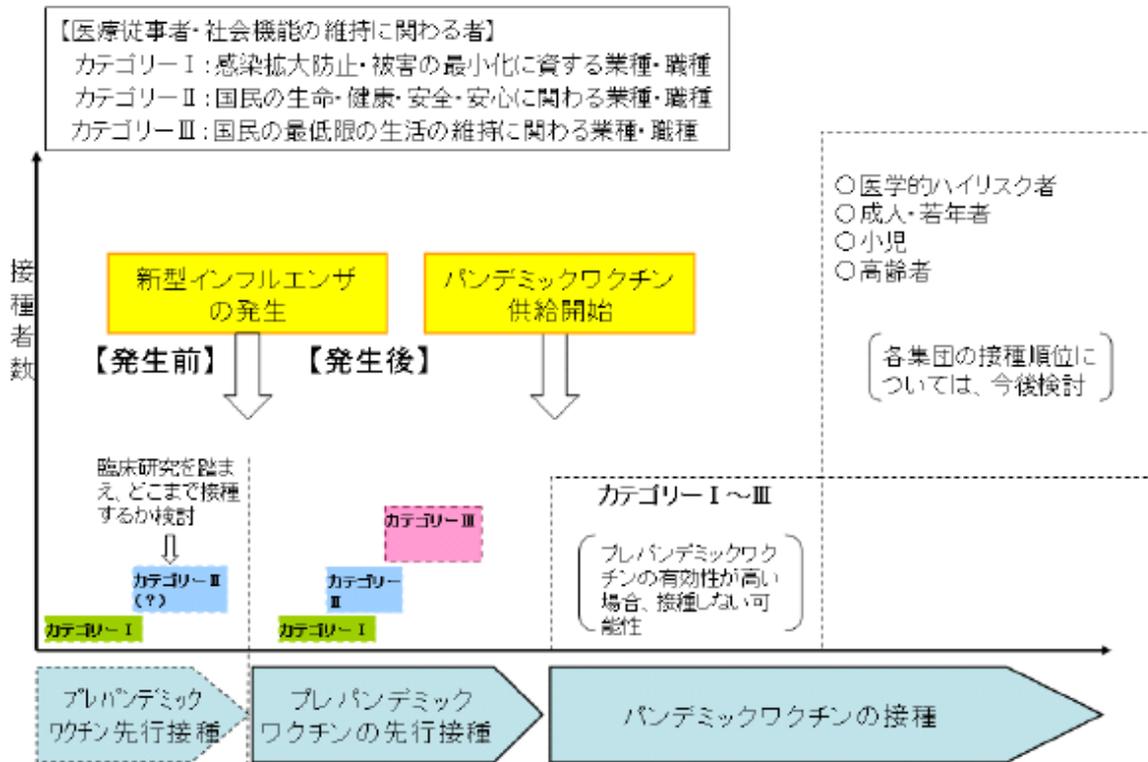
ワクチンの先行的な接種の対象となる業種・職種の方



※各カテゴリーの人数については、今後の選定の過程で調査を行うものとする。

(「新型インフルエンザワクチン接種の進め方について (第1次案)」より)

ワクチン接種計画のイメージ



(「新型インフルエンザワクチン接種の進め方について (第1次案)」より)

(参考情報)

1. 国の新型インフルエンザ関連計画・ガイドライン等

- 「新型インフルエンザ対策行動計画」(内閣官房 新型インフルエンザ対策関係情報より)

<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

- 「新型インフルエンザ対策ガイドライン」(内閣官房 新型インフルエンザ対策関係情報より)

<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

- 「新型インフルエンザワクチン接種の進め方について (第1次案)」

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/dai21/siryou2.pdf>

2. 国の新型インフルエンザ関連情報

- 内閣官房 新型インフルエンザ対策関係情報

<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

- 厚生労働省 新型インフルエンザ対策関連情報

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/>

- 国立感染症研究所

<http://www.nih.go.jp/niid/index.html>

- 国立感染症研究所感染症情報センター

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

- 外務省 (「海外安全ホームページ」)

<http://www.anzen.mofa.go.jp>

3. 事業継続計画関連情報

- 中央防災会議(内閣府)「事業継続ガイドライン第一版—わが国企業の減災と災害対応の向上のために—」(平成17年8月)

<http://www.bousai.go.jp/MinkanToShijyou/index.html>

- 経済産業省「事業継続計画策定ガイドライン(企業における情報セキュリティガバナンスのあり方に関する研究会報告書・参考資料)」(平成17年3月)

<http://www.meti.go.jp/press/20050331004/20050331004.html>

- 中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」(平成18年2月)

<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>

- 特定非営利活動法人事業継続推進機構「中小企業BCPステップアップ・ガイド(平成19年12月)」

<http://www.bcao.org/scbcpstepupguide.htm>

添 付 資 料

「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」

(平成 21 年 2 月策定)

目次

第1章 はじめに

第2章 新型インフルエンザの基礎知識

1. 新型インフルエンザの概要
2. 基本的な新型インフルエンザ対策

第3章 事業継続計画策定の留意点

1. 新型インフルエンザ対策体制の検討・確立
2. 感染防止策の検討
3. 新型インフルエンザに備えた事業継続の検討
4. 教育・訓練
5. 点検・是正

第4章 事業継続計画の発動

1. 危機管理組織の設置・運営
2. 感染防止策の実行
3. 事業継続計画の実行

第5章 参考資料

第1章 はじめに

- 本ガイドラインは、事業者・職場における新型インフルエンザ対策の計画と実行を促進するため、感染防止策と重要業務の継続を検討するにあたり必要と考えられる内容を示したものである。
- 新型インフルエンザの流行によって大多数の企業が影響を受け、従業員等に感染者が発生することが予測される。流行時においても、人命の安全確保を第一に考えるとともに、可能な限り感染拡大による社会・経済的な影響を減じるため、事業者においては、事前に新型インフルエンザを想定した事業継続計画を策定し、周到な準備を行うとともに、発生時には計画に基づいて冷静に行動することが必要である。
- 新型インフルエンザ対策は、外出や集会の自粛、学校や職場等の一時休止、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、薬剤を用いない措置と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の薬剤を用いた措置を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、薬剤を用いない措置については、社会全体で取り組むことにより効果を発揮するものであり、全ての事業者が職場における感染予防に取り組むとともに、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むとともに、可能な範囲で業務の縮小・休止を積極的に検討することが望まれる。また、我が国の人口の約半数が何らかの職業に従事していることを考慮すると、職場が新型インフルエンザ対策に関する正確な情報の伝達や感染予防に必要な行動を促す場として機能することも期待される。
- 本ガイドラインは、新型インフルエンザ流行時に職場で想定される状況や執るべき措置について提示し、事業者に必要な行動を促すことで、感染防止と被害の最小化を図るとともに、社会機能を維持し、国民生活の安全・安心を確保することを目的とする。新型インフルエンザによる被害の特徴を踏まえると、事業者が自主的に事業継続の検討を行い、準備を行うことは、企業の存続のみならず、その社会的責任を果たす観点からも重要であるといえる。

なお、事業継続計画（BCP）については、中央防災会議（内閣府）が主に地震災害を想定して策定した「事業継続ガイドライン（第一版）」を公表している。本ガイドラインでは、新型インフルエンザに備えた事業継続の検討における留意点について示すものであり、全般的な事業継続計画の策定方法等については、中央防災会議（内閣府）等の資料の他、巻末に示す参考資料等を参照されたい。